

京都市老人いこいの家条例の一部を改正する条例（平成17年12月26日京都市条例第81号）（保健福祉局長寿社会部長寿福祉課）

地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者に老人いこいの家の管理を行わせるため必要な事項を定めるとともに、規定を整備することとしました。

この条例は、平成18年4月1日から施行することとしました。

京都市老人いこいの家条例の一部を改正する条例を公布する。

平成17年12月26日

京都市長 榊 本 頼 兼

京都市条例第81号

京都市老人いこいの家条例の一部を改正する条例

京都市老人いこいの家条例の一部を次のように改正する。

第1条第1項中「にいこい」を「に憩い」に改める。

第5条を第6条とし、第2条から第4条までを削り、第1条の次に次の4条を加える。

(指定管理者による管理)

第2条 いこいの家の管理は、地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

2 指定管理者が行う業務は、次のとおりとする。

- (1) 憩いのための施設の提供に係る業務
- (2) いこいの家の維持管理に係る業務
- (3) その他市長が必要と認める業務

(開所時間及び休所日)

第3条 いこいの家の開所時間及び休所日は、次のとおりとする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て、これを変更することができる。

開所時間 午前9時から午後5時まで

休所日 日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日並びに1月

2日、同月3日及び12月29日から同月31日まで

(利用資格)

第4条 いこいの家を利用することができる者は、次に掲げる者とする。

- (1) 本市の区域内に住所を有する65歳以上の者
- (2) その他市長が適当と認める者

(利用制限)

第5条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、いこいの家の利用を制限することができる。

- (1) 他の利用者に迷惑を掛け、又は迷惑を掛けるおそれがあるとき。
- (2) 管理上支障があるとき。

附 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

(保健福祉局長寿社会部長寿福祉課)